

郡山市工事实施証明書発行要領

令和6年3月22日制定
〔財務部契約検査課〕

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市が発注する工事において、別表に定める各工事（以下、「対象工事」という。）の実施証明書（以下、「実施証明書」という。）の発行について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 実施証明書は、対象工事を実施し、その竣工検査に合格したことを証明する書類をいう。

(実施証明書の申請)

第3条 実施証明書の発行を希望する受注者は、竣工検査合格後、様式1に必要事項を記入し、当該工事担当課へ申請するものとする。

(実施証明書の発行)

第4条 実施証明書の発行は、当該工事担当課長が行うものとする。なお、本施行日より前に竣工した対象工事についても発行することができるものとする。

(実施証明書の様式)

第6条 実施証明書は、様式2によるものとし、対象工事を明示するものとする。

(実施証明書の再発行)

第7条 発行済みの証明書については、再発行することができるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表

| 対象工事（証明工事種別） | 適用 |
|---------------------|----------------|
| 週休2日促進モデル工事（4週8休以上） | 現場閉所率28.5%以上のみ |
| | |
| | |